

〔福祉事務所設置後における 区役所民生課の事務事業について〕

本区民生事業の一部は、十月一日をもつて独立した豊島福祉事務所に移管されました。が、当課で取扱う事務事業は概ね左記の通りでありますから、御知らせします。

一、民生課の位置

(二) 災害救助に関する事務

高田中学校外三校学校

圖書館愈々落成開館

予てより新築工事中であります
した高田中学校 道和中学校、
時習小学校、仰高小学校、の
四校の学校図書館も皆様の格
別なる御支援に依りここに竣
工致しましたので、来る十月
十六日の各落成式に依り懸々
開館することになりました。
尙各落成式は次の通りであり
ますが、道和中学校は校舎の
増築工事も竣工致しましたの
でその落成式も合せて挙行致
します。

記
高田中學校圖書館新築工事落成式十月十六日午前十時於同校道和中學校增築工事及學校圖書館新築工事落成式十月十六日午前十一時於同校時習小學校學校圖書館新築工事落成式十月十六日午後一時於同校仰高小學校學校圖書館新築工事落成式十月十六日午後三時於同校

○國連旗をあつせんいたします○

國連デーです。自由と平和を象徴する國連旗が官庁、学校、会社、工場、家々に舞がえることは必らずや我等國民の一人一人の胸に大きな希望と確信を與え我國の復興発展、延いては世界平和との寄與に大きな力を及ぼすものであります。

申込方法	申込方法
購入御希望の方は	現金をお持ちの上お
現金をお持ちの上お	申込み下さい。申込
申込み下さい。申込	は予約申込みです
大型	大型 壱千六百円也
	(巾四尺五寸×長六
	尺七寸五分)
中型	九百円也
	(巾三尺四寸×巾五
	尺一寸)
小型	三百円也
	(巾二尺三寸×長三
	尺四寸五分)
についての注意	
國連旗掲出	

の行事に掲出する。
口、國連旗は最高の尊厳性を保持しなければならないので國旗とならべて掲出するときは正面に向つて右側に國連旗、左側に國旗とすること
八、國旗は國連旗より高く掲げたり又大きいのはいけません。同じ高さ同じ大きさならばかまいません。
二、國連旗には一枚毎に「日本國際連合協会」刻印と番号が下部に記入してあります。

○尿 取扱券は取扱券で○
直営作業員が各戸に「汲
出が」「手数料は現金支拂
出来ない」とことになつて居
りますし又作業員も現金支
拂つて居りませんので必ず
「汲取券」で御渡し下さい。
汲取券は最密の「壳捌
所」又は出張所窓口で取
扱つております。
組合せ券甲 半 壈 券 一〇円
尙 「汲取」や「ゴミ」
についての御意見や御要
望は都清掃事業部豊島
張所、又は区役所自治振興
課並びに各出張所へ御
申し下さい。

(二) 未復員者の給與に関する事務
元陸海軍々人、軍属の方で、まだ復員していない方の給與の支拂の取扱い

(三) 未引揚者の給與に関する事務
昭和二十年九月一日より引き続き海外に在つてまだ帰國しない方の給與の支拂の取扱い。

(四) 成人職業学校に関する事務
本校は職業を得ようとす る人、技術を磨いて職場の地位を確保しようとす

第一期	七月十五科目二三	術を目的として設立した
第二期	九月十五科目四	○名
	五〇名	
第三期	三月頃の予定	
(五)	行旅病人及死亡人に	
(六)	関する事務	
(七)	進駐軍による被害事故に、関する事務	
	進駐軍関係による事故が	
	発生したときの見舞金等	
	請求申請事務の取扱い	
	都民頸儀に関する事務、新生活運動の一環と	
	して標準的葬儀を実施す	

(九) 結婚相談に関する事務
申込は本課又は申込所、
(各出張所毎に約六ヵ所)
宛の申込所あり)

相談は毎週二回（火・金
曜日）旧民生館二階（池
袋一ノ五）において専門
委員が相談に応する

(十) 法律相談に関する事

(十二) 生業資金貸付に関する事務
現在貸付後の返還事務の取扱い

(十三) 狂犬病予防法による畜犬の届出事務の取扱い

(十四) 消費生活協同組合に関する事務

(十五) 接種事業に関する事業

(十六) 塵芥の特別処理に関する事業

国旗は國家のシンボルです。待望の講和條約の締結も終り、今こそ吾等の手に還つた美しい「日の丸」を敬意と愛情をこめて國民祝祭日には拽れたく國旗を掲揚しましよう。本区では先頃より「皇居外苑整備協会」の外苑整備運動に協力して各出張所において左記の値段で國旗のお取次を致して居ります。

講和記念に戸毎に
國旗を備えましよ

講和記念に戸毎に國旗を備えましよ



(写真、上、池袋一丁目住宅、下、池袋五丁目住宅)

628 長崎一ノ二二一
629 長崎二ノ三六
630 池袋八ノ二三三八
631 池袋二ノ一〇六五
632 池袋二ノ九二六
以下補欠

628 長崎一ノ二二一
629 長崎二ノ三六
630 池袋八ノ二三三八
631 池袋二ノ一〇六五
632 池袋二ノ九二六
以下補欠

628 長崎一ノ二二一
629 長崎二ノ三六
630 池袋八ノ二三三八
631 池袋二ノ一〇六五
632 池袋二ノ九二六
以下補欠

火災は年々増加

火災予防週間と現状

首都東京は、着々その復興の一姿を見せておりが、反面火災は別表統計のとおり、年々増加し、この復興をそがいしてくに本年は各地に人命損傷の悲惨事を起している。これは各種施設の、不備によるが、都民一人一人の責任感の欠陥であるともいえよう。住みよい首都を建設し平和國家化などの機能を充分發揮し得られるようにするには、この火災による被害を局限しなくてはならない。

昭和26年火災予防運動はこの目的により、火災予防に対する都民の関心の自主的高揚を図りとくに本年は小中学校児童生徒及び家庭の主婦に主力を注ぎ一般都民の盛り上がりにより火災の軽減と人命損傷をすくなくする方針のもとに次のとおり実施された。

一、実施期日

1、準備週間 九月三十日

2、火災予防週間、十月七日より十月六日まで

3、実施区域 全域

(東京廣報)

月別	件数	程度				棟数	焼失坪数	損害額	死傷者
		全焼	半焼	小火	其他				
1月	257	45	20	184	28	80	58	2,875	3,321
2月	211	50	10	122	19	95	38	3,062	4,048
3月	193	35	18	121	21	54	31	1,720	1,932
4月	164	27	13	82	12	59	28	2,065	2,433
5月	160	24	14	104	18	59	29	1,318	1,621
6月	121	15	9	77	20	21	16	1,208	1,501
7月	84	11	5	54	14	9	718	958	119,121,695
8月	121	16	9	60	36	38	23	1,943	2,206
計	1,234	98	795	170	425	235	14,917	13,115	987,676,688

原因別	件数	考									
		主たる火災原因 1~8月 東京									
電気関係	245	使用抜量の器具、構造不良ショートスパーク、漏電、過電流、電気こんろ、61件、アイロン20件、コタツ21件									
煙突	170	漏電、過熱、破裂によるもの、構造の不備等									
煙草の吸殻	83	使局後部の着火、取扱、構造不良、過熱、火がはねて可燃物に着火したもの									
火薬類の引火	114	煙火、火薬、爆竹によるもの、構造の不備等									
消炭取灰	71	煙火が多すぎて掛布団が過熱して着火したもの、掛布団が火に接したもの、はね火が掛布団に着火したもの									
火鉢	34	火消つばのふたの不完全なもの、急激の入つた火消つばに入れた消炭が可燃物にもえ移つたもの、よく消してなかつた瓦火									
火鉢マフ	33										
火鉢マフ	31										
火鉢マフ	22	置き場所の関係、引火性のセルロイドや油類などの近くにはそれらのもの、器の下においてあつたもの、過熱等									
計	16										

月別	件数	程度				棟数	坪数	損害額	人口	世帯
		全焼	半焼	小火	其他					
1月	5	2	1	2		6	1	130	717,993	1,724,850
2月	4	1	3	1	2	1	1	109	105.5	3,360,800
3月	6	2	1	2	2	1	4	86.5	10,000	4,480,930
4月	2	7	1	1	2	4	2	260	9,171,870	2,100
5月	4	4	4	4	2	1	7	691	40,500	19,493,848
6月	2	4	2	1	1					
7月	4	2	1	5	1					
8月	34	8	5	21		13	7			

記	課	電話番号の変更	十日一日の庁舎各	内での移動に伴う	各課の移動に伴う	の電話番号が左の通	り変更した。	計	総戸数	総世帯	(十月一日現在)
人	口	男	女	二三、四二	二七、七	三九、一五					
税務課	100	100	100	100	100	100					
建築課	100	100	100	100	100	100					
民生課	100	100	100	100	100	100					
記	100	100	100	100	100	100					
二三、四二	二七、七	三九、一五									

戸締りは嚴重に

忍込・空巣は 一寸したユダンから

(◎目
的)

忍込、空巣、被害の全せつ盜犯は例年九月から十月が季節的に一番多い。この原因は行楽季節をひかえてお互いの自衛心の弛緩によるものと思われる。お互いの注意によってこの種の被害の徹底的防止を図ることである。

◎空巣予防心得
1、外出するときは留守番をおくことが一番安全
2、己むを得ず留守番がないときは人目につかないよう工夫して戸締りを厳重にし、隣近所にたつたのまれた家では時々見廻るなど責任をもつて留守宅を守るようにする。
3、留守する場合はなるべく派出所か巡回中パトロール警察官に連絡しておくといい。
4、鍵をかけておくといい。
5、鍵をかけておくといい。
6、留守番を誘い出したり或は隣人をだまして空巣を働く

手口もあるから見知らぬ者の話や電話などは軽々しく信頼しない。戸締りを忘れ勝ち合の隙に、二重、三重にする。戸締りは一ヶ所だけでなく、二重、三重にする。戸締りを忘れないこと、また戸締りは必ず戸締の点検を怠らないこと、戸締りなどを行い犯人侵入のスキを作らないこと、戸締りを明るく室内を暗くし、己むを得ず点灯するときはカーテンを張つて外から見とうされないようにする。隣近所と連絡できる防犯ベルや警報器を取りつけ、万が一盗入犯は時として強盗に居直ることがあるから犯人は誰かに気が付くとよい。被害現場は落付いて犯人は現れるよ

自動車の臨時運行許可並原動機付自転車事業用旅客軽車輪の検査と検査証の交付をいたします

十月一日より

区役所(管財係)で

自動車の臨時運行許可
は、從来は陸運事務所の所管で、その実際の取扱については都内警察署長に委任されてきたが、今

道路交通法の制定に伴い、区長がこれを行うこととなり、区役所管財係にて事務を取扱う。

轍(輪タク)及び原動機付自転車の検査及び同検査証もそれぞれ管財係にて事務を取扱う。

衛生モニターポート
観察報告

長野縣上水内郡芋井村大字
富田字、新安、荒安兩部落

長野市より西北方約四軒旧戸隠街道に沿つた海拔約七〇〇メートルに面した山腹にある部落で、自動車の便も困難な全くの山間僻遠の地であつて林檎・雜穀等の生産に從事している農家が主である。両部落合せて戸数四九戸、人口二七二人である。

須藤区長は保健衛生施策の参考に資するためこの両部落を去る十月七日観察されたのであるがその時区長に随行して新安部落では芋井村果樹振興対策協議会長であり部落衛生組合長の山田龟之助氏に、荒安部落では文化更生部長の和田忠勝氏に面会し、両氏及び両部落の共同組合長の案内で農家の衛生施設等を観察したその報告である。

(1) 衛生モデル部落となつた動機

長野保健所に於て農村に衛生モデル部落を設置したい意向があつた。然し殺虫剤を使用する關係上当初にした。

(2) 芋井村役場はこの長野保健所の意向を聞き前記部落は非養蚕部落であることよりして両部落もモデル部落にしたいことを申出た。

(3) 両部落では部落会を開き衛生組合を設け保健所技師と具対策を練り本年三月二十五日より実行に着手した。

(4) 兩部落民は從前より衛生には関心を示し毎年春秋の清潔法実施の際等には常に良好なる成績を収め又毎冬期にはねづみの一齊駆除を実施してはいた。ここ四十年來傳染病の発生もなかつた。然し蚊蟹等の発生には依然として悩まされてはいた。

(5) 四月十日を期し愈々越冬昆虫の発生源の除去作業に取りかかつたが当初部落民の中には協力をおしむ者があつた。

(6) 非協力者には、おだやかに説得する一方五人組組織を以て五十六戸に責任者(指導者)一人を置き各戸の衛生作業の指導と督励に当つた。尙男女青年團、少年團等も協力し遂に部落民全員が眞剣に協力する様になつた。斯くて両部落は衛生モデル部落として今夏期待以上の実績を挙げ世間の注目するところとなつたのである。

二、両部落に於いて実施した蠅・蚊・蚤等の昆蟲発生防止捕殺の具体的方法

(1) 冬期(二月三月)のねづみ駆除。これは從前より殺虫剤を用いて実施していた。ねづみは蚤の発生源である。

(2) 三月中旬より遅くも四月中旬までに越冬昆蟲(二の場合主として蠅)の発生源である便壺・肥溜・畜舎等の周囲の土を厚さ一~二寸、幅三~五寸位(畜舎は土台内側の土を)堀取り、これを畑等に二~三尺の深さに埋め且踏みかためる。堀取った跡には除虫菊乳剤を撒布し新しい土を入れて固める。即ち蠅の孵化を防ぐのである。

(3) 便器・肥溜等にはすべて蓋を設け蠅・蚊等の侵入を防ぐ。

(4) 床下には除虫菊乳剤を撒布し、床上にはD.D.Tを坪当たり三十瓦を撒布、その上に新聞紙を敷き畳を入れる。捕虫器には酒一合酢一合砂糖四十匁水八合の割合で調製した液を入れて置く。

(5) 蠅・蚊の蝶集する場所には、硝子製捕虫器を備えられる。捕虫器には酒一合酢一合砂糖四十匁水八合の割合で調製した液を入れて置く。

(6) 屋内の壁・天井畜舎その他蠅・蚊の附着する所には少くも三日に一度はケロシンを撒布する。

(7) 便壺・肥溜・污水その他蠅・蚊の発生箇所には時々除虫菊乳剤を撒布する。

(8) 下水道を浚い底土を上げ日乾し害虫卵の死滅をよき且下水の流水を良くする。

(9) 家の周囲の雑草は二寸以上に伸ばさない様に刈取り殊に家の裏側等陰鬱な場所は努力して清掃し樹木は伐開し通風採光を良くする。

(10) 道路上の馬糞等の他汚物は速かに取り除き埋没する道路の清掃等の仕事は少年團が担当している。

(11) 指導員(主として青年團員)は各受持ち家庭を隔日巡回し指導する。

三、四月一八月の五ヶ月間に要した両部落の薬剤費

薬剤	数量	単價	計	摘要
D.D.T粉末 除虫菊乳剤 ケロシン	四〇・五瓶 三〇・〇ガロン 三一・〇ガロン	三〇円 六〇〇円 三〇〇円	九、三五円 一六、〇〇円 三、〇〇円	長野市 三、〇〇円 三、〇〇円
粉末撒布器 液体撒布器	三二個 三五個	九円 九円	三一六円 三、〇〇円	長野市 三、〇〇円 三、〇〇円
薬剤運搬貨合	一五人分	一五円	二二五円	よりつ 運搬費
計			三、三八円	

この両部落も山村の農家の常として牛馬等の畜舎は主屋の入口の台所の近く設けられているので蠅・蚊の発生蝶集は甚だしかつたのであるが、今夏は蠅・蚊・蚤等を駆逐し蚊帳も吊らす今まで蚊・蠅を追うために使つていた園扇は、はじめて涼をとるために使うことが出来たと村の人はよろこんでいた。

牛馬等にも蠅蚊は附着しないので人畜共に健康上受ける効果は大きいわけである。要するに両部落が衛生モデル部落として実績を挙げることが出来た根本は部落民の熱意と完全なる協力と適切なる指導によるものであるといふ事が出来る。誠に衛生上の効果もさることながら人

心の上に及ぼす影響も亦大なるものがあると思う。むべなるかな、この山間の辺鄙なる部落、昨年迄は蚊と蠅と共に攻められていたうす汚い部落!それがどの家も、大きい家も小さい家も表の家も裏の家もしてどの家庭もどの道も小綺麗であり部落の人々の顔も何んどなくおだやかに落ちついて見えるのであつた。芋井村に於いては九月よりこの衛生施設を全村三十余の部落に及ぼす計画を立て色々実施に向つているとのことである。(以上)